

平成29年 第9回

ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	平成29年9月25日	開会場所	ふじみ野市役所3階A301会議室		
開会の日時	開会	平成29年9月25日	午後1時28分	議長	
及び宣告者	閉会	平成29年9月25日	午後2時14分	議長	
議長	野澤利夫				
No.	氏名	出欠	No.	氏名	出欠
1	新井良司	出	10	小川修	欠
2	柿沼隆	出	11	粕谷雄一	出
3	内田輝美	出	12	星野秀雄	出
4	島田和之	出	13	富田博明	出
5	高野喜好	出	14	野澤利夫	出
6	岸澤七郎	出	15	浅見伸明(最)	出
7	岡部英作	出	16	鈴木潔(最)	出
8	原田晴男	出	17	岡本和廣(最)	出
9	原田元一	出			
出席者数	農業委員 定数 14名		出席者 13名		
	農地利用最適化推進委員 定数 3名		出席者 3名		
議事参与(説明者)			書記		
本橋直人					
渡辺正二					
飯塚勝貴					

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>平成29年9月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		ふじみ野市農業委員会会長は、平成29年9月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所3階A301会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時28分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に3番・4番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第19号、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出に関する件1件について報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第19号について承認します。
日程第4	議長	日程第4、報告第20号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第20号について承認します。
日程第5	議長	日程第5、報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件7件を報告する。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第21号について承認します。

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>4 番委員</p> <p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p>	<p>日程第 6、議案第 2 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件 2 件を議題とします。</p> <p>1 番の案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人の〇〇さんは 20,092 m²の農地を所有しており、5,000 m²以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>申請地は〇〇さんの家から約 400 メートルと近く、また平成 29 年 3 月の総会では〇〇さんが 3 条申請された大井字小田久保の所有権移転の案件を承認しており、農業経営規模拡大の意欲がある方です。</p> <p>なお、土地所有者の〇〇さんは耕作を行っておらず、現地確認時はやや草が目立ちましたので代理人に連絡すると、所有権移転後に〇〇さんが耕運されるとのことでした。</p> <p>また、〇〇さんは農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>9 月 15 日に 5 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。現地は事務局からの報告の通り、全体的に約 50 センチ位の草が生えていましたが、耕運すれば問題は無いと思われます。</p> <p>地元委員さん、何かありますか。</p> <p>本日に申請地を確認すると、現地調査の報告通りに約 50 センチ位の草が生えていました。</p> <p>農地としての形態は保っているため、畑として使用できる状態です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし</p>
--------------	--	--

議 長	質疑がないようでしたら、1 番の案件について承認してもよろしいですか。
全 委 員	異議なし。
議 長	異議なし賛成により、議案第 2 3 号 1 番の案件につきましては、原案のとおりに決定します。
議 長	続きまして 2 番の案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事 務 局	議案書朗読、説明。 受人の〇〇さんは 22,583 m ² の農地を所有しており 5,000 m ² 以上の下限面積要件を満たしており、自宅から申請地へは約 800 m です。渡人の〇〇さんは新座市在住で現在は農業を行っておらず、申請地は長年耕作されていません。 〇〇さんは農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。
議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
5 番委員	9 月 1 5 日に 4 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。現地はやや草が生えていましたが農地としては特に問題は無いと思います。
議 長	地元委員さん、何かありますか。
2 番委員	〇〇さんは川越市下赤坂在住で熱心に野菜栽培を行っている方です。
議 長	質疑はありますか。
全 委 員	なし。
議 長	質疑がないようでしたら、2 番の案件について承認してもよろしいですか。
全 委 員	異議なし。
議 長	異議なし賛成により、議案第 2 3 号 2 番の案件につきまして

日程第7	議長	は、原案のとおりに決定します。
		議案第23号について終了します。
	議長	日程第7、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件2件を議題とします。
	議長	1番の案件についての事務局に朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。
		申請地は8月に〇〇さんが3条申請で購入した土地です。同地は去年8月の台風時の大雨の際には、周囲の土地から水が流れて池のような状態になってしまいう等、土地が低く耕作するためには問題があるため、今回は三芳町の山林で発生した良質の土を搬入して農地改良を行うための申請です。
		農地改良後は小カブを作付される予定です。
		農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。
	議長	この案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。
	5番委員	9月15日に4番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。やや草が生えていました。
議長	地元委員さん、何かありますか。	
2番委員	現地付近の道路には側溝が設置されていないため、道路と農地の境には空堀側溝が掘ってあります。	
議長	質疑はありますか。	
8番委員	農地改良を行うためにも5条申請が必要なのか。	
事務局	農地改良は1,000㎡以上、工事期間が1ヶ月以上の案件については、土の搬入等に伴い耕作が出来ない期間が継続するので、農地法4条又は5条の規定に基づく農地の一時転用と見なして許可案件扱いになります。	
3番委員	申請地は8月の農業委員会で承認されて3条申請で農地を購	

	事務局	<p>入されたばかりであるが、農地以外のものに転用されることはないのか。</p> <p>農業委員会入間地方協議会では3年3作という農地転用許可申請の取り扱いに関する申し合わせ事項があり、公共移転等やむを得ないと判断される事例は例外として、許可後3年間は所有権移転した農地は耕作しなければならないです。</p>
	12番委員	盛り土されることにより、道路に流出することはないのか。
	事務局	申請地と道路の間には空堀の側溝が掘られており、盛り土されても流出する可能性は低いです。
	議長	他に質疑はありますか。
	全委員	なし
	議長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第24号1番の案件は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議長	1番の案件につきましては、承認することに決定します。
	事務局	2番の案件についての事務局に朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。
		〇〇さんは現在実家で暮らしており、今回は近くの農地の一部を転用して分家にするための申請です。
		農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。
	議長	この案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。
	4番委員	9月15日に5番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。現地は耕運されており農地として管理されています。
	議長	地元委員さん何かありますか。

日程第 8	2 番委員	〇〇さんから農地転用申請が出されることは聞いていました。貸人の〇〇さんは借人の〇〇さんの祖母という関係です。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし
	議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 2 4 号 2 番の案件は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 議案第 2 4 号について終了します。
日程第 9	議 長	日程第 8、議案第 2 5 号、生産緑地取得斡旋についての件、2 件を議題とします。
	議 長	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。 5 月の総会で生産緑地の主たる従事者についての議案にて審議した案件です。
	議 長	質疑を求めます。
	全 委 員	異議なしにより了解。
	議 長	質疑等がないようでしたら、この案件について、取得を希望する方がおりましたら、1 0 月 2 日までに事務局へ連絡をお願いします。 議案第 2 5 号について終了します。
日程第 9	議 長	日程第 9、議案第 2 6 号、農業振興地域整備計画の変更について 1 件を議題とします。
	議 長	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。 この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。

4 番委員	9 月 1 5 日に 5 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。現地の一角ではイモの作付が行われていましたが、他の部分は草が生えていました。
議 長	地元委員さんには何かありますか。
11 番委員	現地確認の報告の通り、現地はやや草が生えていますが農地として問題は無いと思います。
議 長	質疑を求めます。
13 番委員	申請地は 4 年位前に農地の経営規模拡大の目的で所有権移転された農地だと思うが問題は無いのか。
事 務 局	入間地方協議会の申し合わせ事項で 3 年 3 作という申し合わせ事項があり、3 条申請で所有権が移転してから 3 年耕作すれば新たに所有権移転することができることになっています。 申請地は農業経営基盤許可促進法を使っでの所有権移転であります。3 条申請と同様の扱いと考えています。
13 番委員	そのような申し合わせ事項があつたとしても、経営規模拡大の目的で所有者が変わった農地が転用されることには違和感があると意見します。
議 長	他に質疑はありますか。
全 委 員	なし
議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
全 委 員	異議なし。
議 長	異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。議案第 2 6 号について質疑を終了します。
議 長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、平成 2 9 年第 9 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。(終了 1 4 時 1 4 分)

